

国名 事業名 借入人 保証人 事業実施機関	マレーシア国 高速道路料金徴収システム マレーシア高速道路公団 マレーシア国 マレーシア高速道路公団 (Highway Authority Malaysia)	
交換公文締結 借款契約調印	1986年10月 1986年11月	
貸付承諾額 貸付実行額	1,683百万円 1,662百万円	
事業概要と基金分	<p>本事業は、マレーシア半島の西側を南北に縦貫する有料高速道路（南北都市間有料高速道路； NORTH-SOUTH EXPRESSWAY）のうち以下の区間及び場所において、車種及び走行距離に応じた料金収入の確保を目的とした料金徴収システムの設置、また一部区間における緊急時連絡手段の確保に必要な緊急電話の設置を行うものであり、料金徴収システム（Ⅰ）及び（Ⅱ）で構成される。</p> <p>基金借款対象分は、本事業に係わる外貨分全額である。</p> <p>《料金徴収システム（Ⅰ）》：a) クアラ Lumpur ～ セレンバン ～ セナワン ～ アイルクロー間（全長125K m）の11ヶ所に、クローズ式料金徴収システムを設置する事業。b) 上記区間内、セレンバン ～ セナワン ～ アイルクロー間（全長65Km）の30ヶ所に、緊急電話を設置する事業。</p> <p>《料金徴収システム（Ⅱ）》：イボ ～ チャンカット ・ ジェリン間（全長54Km）の3ヶ所に、クローズ式料金徴収システムを設置する事業。</p>	
主要計画/実績比較	(計 画)	(実 績)
○事業範囲（プログラム）：		
・料金徴収システム（Ⅰ）クローズ式料金徴収システムの設置 （11ヶ所）、緊急電話の設置（30ヶ所）		同左
・料金徴収システム（Ⅱ）クローズ式料金徴収システムの設置 （3ヶ所）		同左
○工期（調達契約～設置完了）：		
・料金徴収システム（Ⅰ）	1986年1月～1987年2月	1986年7月～1987年7月
・料金徴収システム（Ⅱ）	1986年4月～1986年12月	1987年1月～1987年4月
○事業費（基金借款）：		
・料金徴収システム（Ⅰ）		
外貨	1,378百万円	1,378 百万円
内貨	3,536千R M	5,935 千R M
・料金徴収システム（Ⅱ）		
外貨	305百万円	284 百万円
内貨	954千R M	890 千R M
・合計	2,142百万円	2,046 百万円
・為替レート	1 R M = 102.5 円	1 R M = 56.21 円

<p>総合評価</p>	<p>(1) 事業範囲：ほぼ計画通りに実施された。</p> <p>(2) 工期：ほぼ計画通りに実施された。</p> <p>(3) 事業費：ほぼ計画通りに実施された。</p> <p>(4) 実施体制：ほぼ計画通りに実施された。</p> <p>(5) 運営維持管理：当初は本事業の実施機関であるマレーシア高速道路公団（HAM：HIGHWAY AUTHORITY MALAYSIA）が運営維持管理を行っていたがマレーシア国が推進する民営化政策に従う高速道路事業民営化に際し、料金徴収システムも同事業に包含されたため、民間会社PLUS（PLOJOK LEBUHRAYA UTARA-SELATAN BERHAD）に移管された。</p> <p>高速道路事業民営化前のHAMによる運営においては概ね問題は見られなかった。同民営化後のPLUSによる運営においては、競争力維持を理由に同社が情報提供に非協力的であったことから不明な点が多いものの、HAMから料金徴収業務に携わる全職員を引き継いでいること、ならびに現地ヒアリングの結果から、特に問題はないものと考えられる。</p> <p>料金徴収システムの保守状況に若干の問題が見受けられたが、高速道路開通区間の拡大及び交通量の拡大に伴うPLUSの収益向上、ならびに同社事業への現地での高い評価より、概ね良好であると予想される。</p>
<p>事業効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・車種及び走行距離に応じた高速道路通行料金の確保 ・事故発生時の連絡手段の確保 ・マレーシア国における交通量増大に対応した道路整備の拡充 ・マレーシア国経済発展への貢献
<p>(備考)</p>	<p>評価報告日：1995年9月</p>